

保有個人情報の口頭等による即時提供制度に係る取扱要領

(令和5年4月1日制定)

第1 趣旨

この要領は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号に基づき、本人が自己の保有個人情報を口頭で提供するよう求め、所管課（室）長が口頭等により即時に提供する制度について必要な事項を定めるものとする。

第2 対象とする保有個人情報の範囲及びその内容

この要領に基づき口頭等による即時提供の申出ができる保有個人情報は、当該保有個人情報に係る事務を所管する課（室）の長が、あらかじめ府政情報室と協議のうえ、次に掲げる内容を考慮して定める。

- (1) 情報に係る本人からの提供の申出の需要が高いもの
- (2) 提供について特に即時性が要求されるもの
- (3) 情報の記録形態が定型的で、あらかじめ提供に対する判断を一律に行っておくことができるもの
- (4) 実務上、即時の提供に対応することが可能なもの

- 2 所管課（室）長は、前項の規定により口頭等による即時提供の申出（以下「申出」という。）ができると定めた保有個人情報のうち、各種試験の結果については、原則として得点又は順位の提供を行うこととする。なお、得点又は順位以外の判定要素を含む場合は、それぞれの試験の性質、内容並びに提供に対する需要及び提供した場合の影響等を勘案したうえで判断する。

第3 申出をすることができる保有個人情報の公表

所管課（室）長は、申出をすることができる保有個人情報を定めたときは、次に掲げる事項について「保有個人情報取扱事務口頭等による即時提供実施表」（別紙様式第1号）により府政情報室長に通知する。

なお、通知した内容を変更又は廃止するときも同様とする。

- (1) 口頭等による即時提供を行う試験等の名称及び即時提供の内容（変更又は廃止の場合は、「個人情報取扱事務登録簿」の「部コード」、「所属コード」及び「事務番号」）
- (2) 口頭等による即時提供を行う期間
- (3) 口頭等による即時提供を行う場所

第4 口頭等による即時提供を行う期間

口頭等による即時提供を行う期間は、個人情報の性質、内容、記録形態、対象となる個人数等を勘案し、原則として、口頭等による即時提供を開始する日から **30** 日以内とする。

また、口頭等による即時提供を開始する日は、原則として合否発表の日とする。ただし、特別の理由がある場合には、それ以外の日とすることができる。

第5 口頭等による即時提供の受付及び即時提供の場所

口頭等による即時提供の受付及び即時提供の場所は、原則として所管課（室）長が定めた場所で行う。

第6 本人確認の方法

- (1) 申出をすることができるのは、本人に限る。
- (2) 試験結果等の口頭等による即時提供の本人確認は、原則として受験票又は合否通知書により行う。これにより難しい場合は、自動車運転免許証、パスポート、学生証その他官公庁等が発行する写真添付の証明書、その他本人であることを確実に確認することができる書類により行う。

第7 即時提供の方法

- (1) 即時提供は口頭又は閲覧によって行い、写しの交付は行わない。
- (2) 口頭等による即時提供の対象とする文書に請求者以外の情報が記録されている場合には、当該部分を紙等で覆って閲覧に供する。

第8 受験者への通知

口頭等による即時提供を実施する所管課（室）長は、口頭等による即時提供制度を利用できることについて、次に掲げる事項を受験案内等に記載し、当該試験等の受験者に通知する。

- ① 口頭等による即時提供の申出ができること
- ② 口頭等による即時提供の内容
- ③ 口頭等による即時提供の受付期間
- ④ 口頭等による即時提供の受付時間
- ⑤ 口頭等による即時提供を行う場所
- ⑥ 本人確認のための書類等の持参が必要なこと
- ⑦ 電話による申出は受け付けないこと

第9 実施状況の報告

口頭等による即時提供を実施した所管課（室）長は、口頭等による即時提供の期間終了後、速やかに「口頭等による即時提供実施状況報告書」（別紙様式第2号）を府政情報室長（提供場所が出先機関にあっては、本庁所管課（室）を経由の上）に送付する。

なお、口頭等による即時提供の期間が次年度に及ぶ場合には、各年度ごとに報告する。

第10 その他

その他必要な事項は、所管課（室）長と府政情報室長が協議して定める。

口頭等による即時提供実施状況報告書

第 年 月 日 号

府政情報室長 様

担当課長名

保有個人情報の口頭等による即時提供制度に係る要領第9の規定により、以下のとおり報告します。

No.

提供した保有個人情報	試験等の名称	
	提供内容	
提供した期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
提供した場所		
提供件数	件	
本人確認の方法	<input type="checkbox"/> 受験票又は写真票 <input type="checkbox"/> その他 ()	
受験者への周知方法	<input type="checkbox"/> 受験案内等に記載 <input type="checkbox"/> 試験会場で案内 <input type="checkbox"/> 合否発表の掲示場所に案内を掲示 <input type="checkbox"/> 合否通知等の際に案内を送付 <input type="checkbox"/> その他 ()	
合否発表日及び発表方法	年 月 日	<input type="checkbox"/> 掲示 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> その他 ()
参考 受験者数等	受験者数	人
	合格者数	人
	口頭等による即時提供の対象者数	人
備考		